

高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の
法人税額の特別控除に関する明細書

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

別表六(十二)

平三十・四・一以後終了事業年度分

御注意

1 資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模
2 高度省エネルギー増進設備等の取得等に充てるための国又は地方公共団体の補助金等をもって取得等をしたものに
ついては、この制度の適用がありませんので御注意ください。(裏面の「中小企業者の判

措法第42条の5第1項各号の該当号	1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
事業種目	2					
資産区分	種	3				
	構造、設備の種類又は区分	4				
	細目	5				
	取得年月日	6	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	事業の用に供した年月日	7	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取得価額	取得価額又は製作価額	8	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9				
	差引改定取得価額(8)-(9)	10				
法人税額の特別控除額の計算						
取得価額の合計額(10の合計)	11	円	当期税額控除可能額(12)と(14)のうち少ない金額			15 円
税額控除限度額 $(11) \times \frac{7}{100}$	12		調整前法人税額超過構成額(別表六(二十八)「7の⑤」)			16
調整前法人税額(別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	13					
当期税額基準額 $(13) \times \frac{20}{100}$	14		法人税額の特別控除額(15)-(16)			17
機 械 設 備 等 の 概 要						

別表六（十二）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の5第2項《高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「措置法第42条の5第1項各号の該当号1」は、平成30年改正法附則第88条第1項《高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置》の規定により読み替えて適用する措置法第42条の5第1項第2号に定める減価償却資産にあつては、「第1号」と記載します。
- 3 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額9」は、
- 法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その積み立てた金額(積立限度超過額を除きます。)を記載します。
- 4 「機械設備等の概要」には、その機械設備等が、高度省エネルギー増進設備等に該当することの詳細のほか、高度省エネルギー増進設備等の取得等に充てるための国又は地方公共団体の補助金等をもって取得等をしたものではない旨を記載します。この場合、この欄の記載に代えてできるだけ「特別償却の償却限度額の計算に関する付表」の所要欄を記載し添付することとしてください。

中 小 企 業 者 の 判 定							
発行済株式又は出資の総数又は総額		a		大株 規 模 法 人 の 明 保 細 有 す る	順位	大規模法人名	株式数又は出資金の額
常時使用する従業員の数		b			1		g
大 規 模 法 人 の 保 有 株 式 割 合	第1順位の株式数又は出資金の額	c					h
	保有割合 $\frac{(c)}{(a)}$	d	%				i
	大規模法人合計の株式数又は出資金の額	e					j
	保有割合 $\frac{(e)}{(a)}$	f	%		計 (g) + (h) + (i) + (j)	k	
<p>この表の各欄は、その特定機械装置等を事業の用に供した日の現況により記載するほか、次によります。</p> <p>1 「保有割合 d」が50%以上となる場合又は「保有割合 f」が3分の2 (66.666...%) 以上となる場合には、この法人税額の特別控除の規定の適用はありませんので、御注意ください。</p> <p>2 「大規模法人の保有する株式数等の明細 g～k」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。</p>							